

令和6年第4回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月12日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（3日目）

- 日程第 1 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について
令和6年度氷川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 議案第33号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について
- 日程第 3 議案第34号 氷川町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 4 議案第35号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第36号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第37号 令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第 7 議案第38号 令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程第 8 認定第 1号 令和5年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第10 認定第 3号 令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第11 認定第 4号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第12 議案第39号 令和5年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について
- 日程第13 議案第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 同意第 3号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 発議第 1号 氷川町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第18 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第1 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第42号 財産の取得について（追認）

2. 出席議員は次のとおりである（11名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	7 番	上 田 俊 孝
8 番	三 浦 賢 治	9 番	上 田 健 一
10 番	片 山 裕 治	11 番	清 田 一 敏
12 番	米 村 洋		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）。

6 番 松 田 達 之

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山 本 昭 義 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	増 永 光 幸
企画財政課長	西 村 憲 志	税 務 課 長	平 山 早 苗
町 民 課 長	坂 本 哲 也	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前10時00分

-----○-----

日程第 1 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について

令和6年度氷川町一般会計補正予算（第2号）

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、承認第6号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第33号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第33号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。清田一敏君。

○11番（清田一敏君） 刑法の一部を改正する法律が公布されたことに伴って、条例が改正されるわけですが、懲役と禁固が一本化されて、拘禁刑になったその理由というか背景はどんなことからこういったことになったのか、分かる範囲で結構でございますので、説明願いたいと思います。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 懲役につきましては、労働のほうに課せられ、禁固につきましては、それは条件ではないと。要するに希望によっては労働も就かれると。そういうところで区別されているところですが、実際には禁固の方も、そういう少ないながらも、そういう労働の対価が得られるというところで、労働に就かれるという中でもう禁固と懲役を分ける必要がないではないかという、その議論の下から今回は一本化されたというふうに聞いております。答弁は以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏議員。

○11番（清田一敏君） 刑務作業がもう実質的に禁固と懲役刑では余り区別がつかないということで、一本化されたという事情と捉えていいですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 実際は区別する必要がないという、そういう認識のもとに一本化されたということで認識しております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 3 3 号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 3 4 号 氷川町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 3、議案第 3 4 号、氷川町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 3 4 号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第 3 4 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 3 5 号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、議案第 3 5 号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄君） この条例改正は、現在被保険者証が廃止されることで今後保険証そのものがなくなったら、こういう条文になるのだというふうに理解していますが、マイナカードに保険証を紐づけする、基本的にはマイナ保険証でやってくれという国の方針ですが、それをしない人には資格確認書を発行するというふうになっていますね。

それは、返還の対象にはならない、条文に書いてないからならないということですよ
ね。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 資格確認書については、議員が申されましたようにこの対象にはならないということになります。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第36号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第36号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 質疑というよりも、一つ要望なんですけど、18ページ、30款、5項、10目、14節、工事請負費、竜北公園の遊具設置工事費でありますけど、土曜、日曜日は、かなり公園の利用者がいます。

近隣に子どもの遊具がある公園に、私も孫を連れていくことがあるわけですが、竜北とか東陽とか、坂本とか、結構人が行っています。

そういう点では今度設置されることで、氷川町にもにぎわいが出てくるということで、私はこの設置については賛成するわけですが、一つだけいろいろ話を聞いた中で、異常気象で、気温が相当高いということで、滑り台もプラスチックというんですかね、暑くて大変ですよという話を以前も聞いていました。

それで議案をもらった後に、龍峯とかちょっと見に行きましたが、昼間は滑らほうがいいですよとかいう注意もあったんですね。

だから、今後設置される場合は、その付近のこともしっかり考えていただきたいと思うのと、先日気温が上昇しない、低く抑えられる塗料のお話もちょうとありました。

だから、そういうのがもしあるんだったら、そういうのをぜひ設置したいというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） まず灼熱での安全対策につきましては、現在のところも滑り台がございますが、滑り台を利用される場合は、注意喚起を行っております。

新しく設置した場合も、そういった注意喚起は行っていきたいかと思います。

また、議員にご提案頂きました塗料等につきましては、今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） ただいまの竜北公園についてお聞きしたいんですけども、今後保守契約等が発生すると思いますよね。

保守契約が大体どのぐらいかかって、あと子どもが遊んでいて、けがした時の保険なんかはどうなるのか、ちょっとそれ教えてください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 平成30年から国土交通省の指導で、毎年遊具につきましては、町内全遊具、点検しているところです。

現在竜北公園も、滑り台等を点検しておりまして、新しく遊具を設置した場合も、その遊具の分だけが少し増加するということです。そう多くは費用はかからない予定になります。

保険につきましては、今後、確認していきたいかと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。清田一敏君。

○11番（清田一敏君） 13ページ、10款、5項、15目、12節、委託料、それから18節、負担金補助及び交付金の中で、委託料に地域力創造アドバイザー委託料、それから18節に地域活性化起業人、これは前回の議会の時に出てまいりましたが、仕事の内容の違いというのがちょっと分かりませんので、その辺りそれぞれどんな仕事をされるのか、説明願えたらと思います。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 地域活性化起業人なんですけれども、起業人につきましては、既に当初予算で、予算を計上させていただいて、4月から、博報堂プロダクツから1人社員を派遣していただいております。

こちらにつきましては、月の半分以上を現地、今回氷川町になりますけれども、氷川町に勤務をしていただいて、今は課題解決のプロジェクトということで、職員とともに、課題解決に向けた取組を、協議をしていただいているところでございます。

それから、地域力創造アドバイザー、今回委託料として新規で計上させていただいておりますけれども、こちらも総務省の制度にはなるんですが、すいません、先ほどの企業事務も総務省の制度になります。

こちらの地域力創造アドバイザー制度っていうのも、総務省の制度になるんですけれども、こちらは企業人と違いまして、必要に応じて氷川町に来て頂いて、その中で今そのタスクフォースの中で話し合っているような取組、それが実現可能なものっていうのがありましたら、それに向けて、いろんな企業とのネットワークがありますので、そちらの企業とつないで頂いたり、本人からの提案も、例えば少子化対策としての婚活事業とか、そういったものもありますし、道の駅の売上げ、アップのための専門家といいますか、そういった方を招聘していただいたり、ていうところで、今回新たに予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（米村 洋君） 地域力創造アドバイザーの委託料、その根拠は何で、しっかりもう1回説明してください。

○企画財政課長（西村憲志君） このアドバイザーにつきましては、基本的に年度内に10日以上はこちらに来ていただいて、活動していただくというところが条件にございますので、今回、10月からってということで、月に3回程度こちらに来ていただいて、活動していただくというところで、この金額を計上したところでございます。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○11番（清田一敏君） 必要に応じてことごとございましたし、企業人の課題、まちの課題に対してということで、両方ともかぶる部分あるかと思いますが、どちらも地域の活性化あるいは振興のために必要な事業だと思いますので、精いっぱい有効活用して、成果を上げられるようお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。木下厚君。

○3番（木下 厚君） 17ページの、農業振興費の、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金となっている、220万9,000円、これは何に補助対象になりますかね。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） こちらのほうにつきましては、農事組合法人の農業用ドローンの導入の経費となります。以上です。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○3番（木下 厚君） ドローンが1機あたり1件当たり幾らぐらいしますかね。

ドローンも小型、中型、大型とありますが、何件ぐらいがドローンに申し込まれておられますかね。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 今回の法人につきましては、組織の構成数30戸となっております。

ドローンの導入費用につきましては、総額で事業費が、489万3,398円となっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○3番（木下 厚君） 今、ドローンが大変流行っていますね、ドローンもいろいろ問題がありましてやはり、農薬をかけますけん、隣近所の車が一番塗装関係が苦情も多々聞いておりますので、その辺のところは機械の農薬散布ですので、住民の方、隣近所に迷惑がかからないような指導もしてもらいたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） そういったところに対しましては、注意喚起をしていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第37号 令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第37号、令和6年氷川町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第38号 令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第38号、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算第2号についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可

決されました。

-----○-----

日程第 8 認定第 1 号 令和 5 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第 8、認定第 1 号、令和 5 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄君） もう一度確認をしておきたいんですが、歳入の県のバスの補助金ですね。

合同審査のときも言いましたが、県のバス補助金の交付金の要綱を見ますと、輸送量、平均密度、地域のキロ当たりの標準経常費用等、そういうのを勘案して、知事が決めるということになっているわけですが、当初予算よりも大幅に減ったのは、その基準に基づいて減らされたというふうに思うんですが、その点もう一度総務課長詳しくお聞かせ頂けますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 県の補助の対象となる路線が減ったため補助金が減ったということでありまして、このほかに熊本県からは、事業者そのものに補助金が交付されている部分がございます。

比較いたしておりますのは、氷川町の補助金に対する増減について答弁させていただいております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄君） 当初予算を組むときに、当然見込みを計算して計上するわけですが、残念ながら、たしか当初予算 50 万円だったかなと思うんですが、入ってきたのが 30 万円、かなり減らされたなと気がします。

前年度が 75 万 1,000 円入ってきたんですが、それからすると半分だから、これは町にとっては、大きかったなあというふうに思うわけですが、きちっとした算定根拠とかそういった資料なんかはもう来ないんですね。氷川町にはこれだけですということだけですかね。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） あくまでも氷川町の補助金に対する、資料関係は提出されておりますが、事業者に対する、幾ら補助金交付されているかというのは提示されておられません。

なお、氷川町の補助金につきましてですが、当初予算等につきましては、あくまでも過大に見積もる必要なく、やっているところですが、検討材料といたしましては、前年度の予算関係を基準に計上させております。

そういうところでは、年度においてかなり大きなそういう事象の影響を受けて利用者も増減するわけです。

そういうところでの予算の計上の仕方については、ぜひ、ご配慮ご留意頂ければと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 課長分かります。予算組んで、それが来なかったと大変心配されたのだというふうに思います。

私は、一般質問でもちょっと言いましたが、地方はどうしたって、乗る人も少ないし、そういう意味では維持するために、本当に多額の税金を投入しなければいけない。そういう点では、苦労はよく分かります。

あと歳出について2、3点聞きたいのですが、42ページ15款、5項、5目、19節で高齢者福祉タクシー、71万円不用額が出ているわけですが、この実績等をいろいろ見てみますと、ほぼ前年と同じぐらの状況をあつたと記憶しています。

これも、全て満額行き渡ればよいということじゃないのですが、PR等も含めて、どうされているか聞きたいと思います。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） ご質問の福祉タクシーですが、発行者数に応じまして3月補正で減額等により調整しておりますが、交付いたしまして利用された方々が約70パーセント分の利用がありましたが、年度末もろもろでちょっと使われなかったのも、不用額が出たということになります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 対象者にはきちっと発行して、使われなかった、だから残ったということだと思います。

ちなみに、令和元年が181人、令和2年が193人、令和3年が191人、今回196人、交付対象者と上がっています。

私が聞いた中では、もっとこういうのを広げてほしいという人がおられますので、ぜひPRもしっかりしていただきたいと思います。

次に、54ページ、20款、10項、5目、18節、生ごみ処理機購入助成金がありますが、これも予算が200万円に対して、執行57万2,000円、142万ほど不用額として出ましたが、実績は分かりますが、このPR等はどのような状況だったのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 生ごみ処理機に関します利用のPRということで、これにつきましては、毎年ホームページ並びには広報誌の中で、周知をしているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 地区で総会等が開かれる時に、役場の担当職員が地区に来られます。

可燃物ごみについては、かなり町の努力もあり、それが町民の理解も進んで減ってきています。

1番大変なのは、やはり生ごみなんですね。1回絞って出すか、そのまま出すか、あるいは乾燥機でするかというのは大いに違うので、不用額が余りにも多い気がするのでもっとPRをやっていただきたい、広報紙以外にもそういった機会を使っていただきたいと思います。

あと、1項目すいません、お尋ねします。

68ページ、40款、5項、25目、18節、消防関係ですが、防災士の予算も組まれていたと思いますが、実際防災士に対する執行というのはあったんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 防災士に対しましては、残念ながら執行のほうはなかったところではありますが、年度末に5名の方の申請があつてございます。年度をまたいだために執行ができませんで、新年度において手続を今やっているところです。

ただ、予算の計上額につきましては、少し過大に計上していた部分がありますが、これにつきましては、引き続き消防団幹部会議、それと広報紙等でも引き続き広報等を行っております。

これにつきましても、当課も課題と考えておりますので、今後ともそういう啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 課長は予算が課題と言われたけど、僕は課題とは思いません。

やはり、これから先どんな大きな災害が起きてくるか分かりません。そういう意味では専門的な知識を持った人たちが、地区にいるかいなかで大きく変わってくるんじゃないかと思います。

5名の方の応募があつたということです。ぜひこれは先ほどの生ごみ乾燥機と一緒に、もっともっとPRを考えて啓発もしていただきたいというふうに思います。私の隣町で防災士を取った人がいます。

やっぱり要望が多いんですね、いろいろ来て教えてくださいとか、そういうのがありますので、これは、今回はこういう結果になりましたが、ぜひ予算がしっかり執行できるように努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。本案は、原案のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 認定第 2号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第9、認定第2号、氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。本案は、原案のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第10 認定第 3号 令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第10、認定第3号、令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。本案は、原案のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第11 認定第 4号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第11、認定第4号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第４号を採決します。本案は、原案のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、認定第４号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第１２ 議案第３９号 令和５年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第１２、議案第３９号、令和５年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第３９号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第３９号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１３ 議案第４０号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第１３、議案第４０号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第４０号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第４０号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１４ 同意第 ３号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第１４、同意第３号、氷川町教育委員会委員の任命につい

てを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号を採決します。本案は、同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 発議第 1号 氷川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第15号、発議第1号、氷川町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 提出理由を説明いたします。

発議第1号、氷川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、上田健一議員の賛同を得ましたので、地方自治法第112条及び会議規則第10条第2項の規定により提出します。

氷川町議会の個人情報の保護に関する条例、令和5年氷川町条例第2号の一部を次のとおり改正する。

第54条から、第56条までの規定中、懲役を拘禁刑に改める。

附則、施行期日、1 この条例は令和7年6月1日から施行する。

経過措置、2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によると改正するものです。

第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備などに関する法律は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに替えて禁錮刑を創設することなどを内容とするものです。

この内容に対応する改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、令和7年6月1日から施行するとされています。

これにより、氷川町議会の個人情報保護に関する条例の第54条から第56条の規定の中に懲役の字句が含まれていますので、拘禁刑に改める必要があるため改正するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、5分間休憩します。

-----○-----

午前10時38分

午前10時41分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、町長から議案第41号及び議案第42号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（米村 洋君） 追加日程1、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第41号、工事請負契約の締結について説明いたします。

旧氷川警察署施設解体工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものです。

契約金額を4,180万円とし、契約の相手方を、熊本県熊本市南区城南町さんさん1丁目10番地7、株式会社吉田開発、代表取締役吉田信幸様とするものです。

提案理由といたしまして、旧氷川警察署施設解体工事請負契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものです。

これで、議案第41号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2番(西尾正剛君) 町長のご挨拶の中で、熊本県内で初めてのプロポーザル方式で、業者を決定しましたと、解体工事を行うということだったんですけども、予算計上の段階では、公の単価表で積算された予算額を議決したものでんですけども、土地の建物を解体して更地にしてやるだけが、この工事なわけなんですけどもやはり、その環境的なことを考えたり、道がかりとかそういったことで経費が膨らむ工事に、解体工事は従事するわけです。

幾つかお尋ねしたいんですけども、この工事、このプロポーザルでやって、この業者になった、その決めて、まずは、その決め手をお尋ねをしたいと思います。

環境に留意したとか、そういったいろんなことでの、プロポーザルでの決定だったと思いますけれども、まずはこの点をお願いいたします。

○議長(米村 洋君) 副町長、平逸郎君。

○副町長(平 逸郎君) 今回のプロポーザル方式につきましては、町長が申し上げたとおり、解体におけるこの方式は県内初でございます。

ただし、全国的には例がございます。

こういう中で、一番参加業者さんの技術力を審査するんですけど、その中では当然、アスベストが今回含まれておりますので、それを全体で囲ったり、そういうものを審査会の中できちっと審査をしております。

なお、今回提案させていただいております、この業者さんは、県内でも、経営審査点からすると3番目に大きい業者さんでございます。以上でございます。

○議長(米村 洋君) 西尾正剛君。

○2番(西尾正剛君) 建設業の方とかも、少し接点があるものですから、かなりの金額の差があったみたいですよっていう情報は早めに聞いてたんですけども、このプロポでやるやり方というのも、県内では初めてということですから、幾つか自治体の中でも出てくると思うんですけども、お尋ねしたかった1番大事なところは、予算額と契約額、えらい金額が安くなったみたいですよという、建設業者の方から聞いたんですけども、どのくらいの開きがありましたか、お尋ねいたします。

○議長(米村 洋君) 副町長、平逸郎君。

○副町長(平 逸郎君) 町のほうで設定しました、予定価格から最終的な契約額、俗にいう落札率なんですけど、これは67.7パーセントです。

今まで建築土木解体含めて、一番低い、落札価格ということになっております。

○議長(米村 洋君) ほかに、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議案第42号 財産の取得について（追認）

○議長（米村 洋君） 追加日程第2、議案第42号、財産の取得について（追認）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 議案第42号、財産の取得について（追認）につきまして説明いたします。下記のとおり、財産を取得したことについて、議会の追認の議決を求めるものです。

こちらは、令和5年度に契約取得しました、能登半島地震被災地への支援物資である置き畳につきまして、議会の追認の議決を求めるものでございます。

物件名及び数量、能登半島地震支援置き畳1,350枚、契約金額1,188万円、契約の相手方、熊本県八代市昭和明徴町203番地の1、有限責任事業組合、城南畳睦会、組合長廣瀬徹也様でございます。

提案理由といたしましては、本物件の取得については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がございましたが、これを経ずに買入れを行っていたため、議会の追認を得る必要がありますので、今回提案するものでございます。以上で、議案第42号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。本案は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第 17 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 18 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村 洋君） 日程第 17、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてから、日程第 19、議案運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてまでを一括議題とします。

会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されています。

お諮りします。各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

本日の日程は、全部終了しました。

町長から閉会に当たって挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、承認、可決、認定、同意を頂きまして、誠にありがとうございました。

なお、本定例会で頂きました意見や提案につきましては、今後の行政運営に生かしていきたいというふうに思っております。

台風 13 号が北上いたしております。その進路を注視しますとともに、対応に万全を期してまいりたいというふうに思っているところであります。

今朝のニュースで北朝鮮がまたミサイルを発射したようでございます。一般質問でも、条約の議論が少しございました。条約を守らない国が近くにあるということは非常に心配をいたしております。そういった現実もしっかり私たちは受け止めていかなければならないというふうに思っております。

来週 16 日には敬老会、22 日には梨マラソン大会、26 日にはダイヤモンド婚及び金婚夫婦表彰式、来月 6 日には町民体育祭秋季大会を開催する予定でありますので、どうぞ議員各位におかれましても、ぜひご臨席をよろしくお願いをいたします。

また、来月 11 日にはお出かけ知事室が、氷川町で開催をされることと予定をされております。当日できましたら、私ども 3 役と議員の皆さま方、木村知事とぜひ面会の時間をつくりたいというふうに思っております。今その作業を進めております。

時間等々が決まりましたら、ぜひご臨席を頂きまして、直接知事とお話する機会がありますので、いろんなお話ができたらしというふうに思っております。

令和 6 年度も半年が過ぎようとしています。先ほども重要な解体の議案、それから追認という形で皆さん方にご承認を頂きました。事務の遂行にあたりましては、万全を期していきたいというふうに思っております。今後職員とともにその対応を行っていききたいというふうに思っております。

そのことが、持続可能な基礎自治体としての堅実な、この氷川町の町政運営につながっていくものというふうに思っておりまして、これまで以上に、緊張感を持って対応していきたいというふうに思っておりますので、議員各位のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いをいたします。

まだまだ暑い日が続いております。どうぞ、健康管理には十分注意をされ、ご自愛の上、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。お世話になりました。

○議長（米村 洋君） これで会議を閉じます。

令和6年第4回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年11月15日 氷川町議会議長 米村 洋

令和6年11月15日 氷川町議会議員 吉川 義雄

令和6年11月15日 氷川町議会議員 長尾 憲二郎